



鳥取県公報

令和8年9月15日（火）
第9822号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立障害者体育センターの利用料金の一部改正（603）（スポーツ課） 2
	指定一般相談支援事業者の指定（604）（西部総合事務所県民福祉局） 2
	開発行為に関する工事の完了（605）（西部総合事務所環境建築局） 2

告 示

鳥取県告示第603号

令和6年鳥取県告示第306号（鳥取県立障害者体育センターの利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（平成15年鳥取県条例第1号）第11条第2項の規定に基づき令和8年9月3日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																														
1 利用料金 (1)・(2) 略 (3) 用具利用料 <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>テニス用具（支柱、ネット及びラケット）</td><td>1組1回につき</td><td>100円</td></tr><tr><td>ドッジビー用具（一式）</td><td>1組1回につき</td><td>100円</td></tr><tr><td>モルック用具（一式）</td><td>1組1回につき</td><td>200円</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> (4)・(5) 略 2 略	区分	単位	金額	略			テニス用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	100円	ドッジビー用具（一式）	1組1回につき	100円	モルック用具（一式）	1組1回につき	200円	略			1 利用料金 (1)・(2) 略 (3) 用具利用料 <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>テニス用具（支柱、ネット及びラケット）</td><td>1組1回につき</td><td>100円</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> (4)・(5) 略 2 略	区分	単位	金額	略			テニス用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	100円	略		
区分	単位	金額																													
略																															
テニス用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	100円																													
ドッジビー用具（一式）	1組1回につき	100円																													
モルック用具（一式）	1組1回につき	200円																													
略																															
区分	単位	金額																													
略																															
テニス用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	100円																													
略																															

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

鳥取県告示第604号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月15日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の所在地	地域相談支援の種類	指定年月日
社会福祉法人ばれっと	米子市安倍492-2	障害者生活支援センターまちくら	米子市西倉吉町83-3	地域移行支援、地域定着支援	令和8年9月1日

鳥取県告示第605号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 15 日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和 8 年 7 月 21 日 鳥取県指令第 202600098593 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市外江町字紺屋堀
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
島根県松江市比津町 143－3
木山 衛